

第5次苅田町総合計画後期基本計画等策定業務委託仕様書

1 業務名

第5次苅田町総合計画後期基本計画等策定業務

2 業務目的

本町では、令和2年度に、計画期間を令和3年度から令和12年度までとする基本構想及び、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前期基本計画からなる、第5次苅田町総合計画を策定した。この度、前期基本計画の計画期間が、令和7年度で終了するため、計画期間を令和8年度から令和12年度までとする後期基本計画を令和7年度末までに策定する。

また、第2期苅田町総合戦略においても令和7年度で計画期間が終了するため、第3期苅田町総合戦略を合わせて策定する。

このため、本業務においては、本町の第5次総合計画前期基本計画を検証し、現状を整理し、後期基本計画を策定するうえで必要な調査・分析及び提案・助言等の支援を委託することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

第5次苅田町総合計画後期基本計画等策定業務は以下のとおりとする。

(1) 後期基本計画の策定の進め方支援

全国的な動きや本町のマネジメント状況を踏まえた後期基本計画の策定の方向性を整理する。

(2) 序論の作成（本町の現状整理）

- ①前期基本計画の検証（前期基本計画の成果指標の進捗状況等）
- ②人口、産業、財政等の統計データによる本町の現状を整理した序論の作成
- ③日本や本町を取り巻く社会情勢の環境変化と課題を整理する。
- ④委託者実施のまちづくり町民アンケート結果を活用した町民意識の分析（序論へ反映）

(3) 後期基本計画（施策別計画）の策定

- ①後期基本計画策定職員説明会の実施
- ②職員との協議を基本とした施策別計画の策定支援
（課題整理、体系加除、指標見直しについて、専門家としての助言を行う）
- ③前期基本計画との変更点整理と町長ヒアリング同席
- ④後期基本計画の施策別計画のページレイアウト検討と施策別計画（ワード版）の作成
（環境変化と課題等の文章は、委託者側で作成）
- ⑤重点分野の検討支援
- ⑥施策別計画の成果指標目標値、実施計画事業の立案の支援

※基本構想は変更しない

⑦町民の意見集約の支援

(4) 人口展望の時点修正（総合戦略）

①苅田町人口ビジョン（改訂版）の人口の将来展望について、最新の社人研データ等を活用し時点修正を行う。

※苅田町人口ビジョン（改訂版）の11～12頁部分の時点修正

※後期基本計画としての新たなパラメーターを設定した独自推計は行わない。

(5) 地方版総合戦略、国土強靱化地域計画との連動支援

①全庁的な影響がある「地方版総合戦略」「国土強靱化地域計画」について、最上位計画である総合計画との連動を図るための支援を行う。

②地方版総合戦略においては、後期基本計画関係性を整理し、総合計画と一体的に推進することが可能となるよう、総合戦略を策定する。

③国土強靱化地域計画については、国、県などの動向も踏まえ、時点修正等の第2期苅田町国土強靱化改革策定の支援を行う。

(6) 総合計画審議会等への支援（全5回予定）

①受託者は、以下の業務を行う

配布資料の原本作成（開催案内、次第等は委託者）、総合計画審議会等への出席、要旨議事録（全文ではない）の作成

②委託者は、以下の業務を行う。

総合計画審議会の委員依頼、会議日程調整及び通知、配布資料の印刷及び委員への郵送、会場準備と設営、議事録の送付、各委員との意見交換

(7) 計画書及び概要版の版下作成

本編計画書と概要版のデザインを含んだ版下作成を行う（国土強靱化計画は含まない）。

納品ソフトは、InDesign(Adobe社)または印刷用PDFフォーマット(Adobe社)とする。

・後期基本計画 計画書 A4版 4色 100頁程度

（総合戦略部分を含む）

・後期基本計画 概要版 A4版 4色 8頁以内

(8) 総合計画の進行管理とPDCAサイクルの仕組みの構築

本町では、最上位計画である「総合計画」を基点としたPDCAサイクルの良循環とそれにかかる業務の効率的な運用が課題となっている。そのため、マネジメントとしての年間の動き、評価様式、町民への公開方法・様式、評価活用等の総合的な仕組みづくりへの提案・助言を行うものとする。

5 成果物

本業務に係る各成果物については、以下の形式及び数量で納品する。

なお、総合計画（総合戦略部分含む）及び総合計画概要版の版下以外の電子データについては、

マイクロソフト社のOffice製品ソフトで作成することとし、容易に加工及び印刷が可能な状態で納品する。

- (1) 第5次苅田町総合計画後期基本計画 計画書(版下) 電子データ(CD-R等) 1式
- (2) 第5次苅田町総合計画後期基本計画 概要版(版下) 電子データ(CD-R等) 1式
- (3) 業務報告書(会議資料、議事録及び素材データ等) 電子データ(CD-R等) 1式

6 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務を通じて知りえた個人情報又は業務上の秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損並びに盗難等を防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 本業務の結果データ等の使用・保存及び処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本町の指示に従う。受託者は、本町から廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、本町へ報告する。

7 協議事項

- (1) 本業務の遂行にあたって、本仕様書に記載のない事項については、本町と受託者が協議打合せのうえ、決定するものとする。
- (2) 各業務で設定した工数については、本町と受託者が協議打合せのうえ、業務間で変更できるものとする。
- (3) 交通費宿泊費については、みなし経費として実費精算は行わないものとする。

以上